

聖籠町告示第48号

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱を次のように定める。

平成27年6月11日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
 - (2) 総合戦略の推進に関する事項
 - (3) 総合戦略に基づく施策の実施状況等の検証に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項
- (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 一般町民
- (2) 町内立地企業の関係者
- (3) 農業関係団体の関係者
- (4) 大学等高等教育機関の関係者
- (5) 金融機関の関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 労働分野に関し知見を有する者
- (8) 報道機関の関係者
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。